

# 須賀川市復興推進計画

平成 31 年 1 月 15 日  
福島県須賀川市

## 1. 計画の区域 須賀川市全域

## 2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。福島県の内陸部では最大の震度 6 強を観測し、当市の全域において公共施設や民間事業所の建物倒壊や破損、道路や上下水道等社会インフラの損壊等が発生するなど、その被害は極めて甚大なものとなった。

また、福島第一原子力発電所における事故は、事故に起因する風評被害により工業製品の出荷量の減少に影響を与え、その被害額は商工業を中心に約 30 億円にも上るなど、市内の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

このような中で、当市経済の迅速な復興を図るため、当市の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出することを当該計画の目標とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、当市製造業の中核的産業である業務用機械器具製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

### ① 事業の内容

当市に立地する武蔵野精機株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、矢田野地区において液晶ディスプレイ製造用石定盤製造工場の増設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業。

### ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当市における業務用機械器具製造業は、市内の製造業の従業者数において第3位の地位を占める中核的な産業である。また、本事業は、当市の業務用機械器具製造業における従業者数の18.6%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても、新規雇用者8人の雇用創出効果が見込まれるものである。

したがって、本事業は、計画の区域において大きな経済効果や雇用効果を創出し、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに新たな雇用機会を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業  
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名  
株式会社武蔵野銀行、株式会社福島銀行

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

- 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

液晶ディスプレイ製造用石定盤製造工場の増設を行う対象事業者は、当市の業務用機械器具製造業における従業者数の18.6%を占める代表的な企業となることが見込まれており、雇用創出についても新規雇用者8人の雇用創出効果が見込まれるものである。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力の向上及び生産量の増加が図られることとなり、かつ、地域の関連産業において売り上げの増加等活性化が図られることを通じ、地域産業の核としての重要性が増すとともに、計画の区域において雇用の安定的な創出が期待される。

以上のことから、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

- 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、須賀川市、株式会社武蔵野銀行、株式会社福島銀行、福島県、対象事業者

を構成員とする須賀川市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。